

令和8年度大学連携事業「Life Design & Gender Lab」 企画運営業務委託 仕様書

1 実施趣旨・目的

学生などの若い世代にはジェンダー平等の意識が浸透してきているが、社会に出ると、就職・昇進・結婚・出産・育児等のライフステージごとにジェンダーギャップに直面しやすい。

そこで、若い世代が将来に希望を持ち、自らのライフデザインを主体的に描ける力を身につけることを支援するため、大学と連携して、ジェンダー課題の認識を深め、課題解決策を検討する連続授業を実施する。

本事業を通して、学生の「ダイバーシティマインド」「ライフデザイン力」「問題解決力」等を養うとともに、社会で直面するジェンダーギャップに柔軟に対応できる人材及び男女共同参画を推進する人材の育成を図る。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 実施対象等

(1) 実施対象

- ・ 共愛学園前橋国際大学 全学年（30名程度）
- ・ 群馬県立女子大学 2学年（10名程度）

(2) 実施授業コマ数（予定）

- ・ 共愛学園前橋国際大学：90分間×15コマ（最終発表会の時間を含む）
- ・ 群馬県立女子大学：90分間×5コマ（最終発表会の時間を含まない）

※2大学とも、令和8年度下期の授業で実施

4 業務内容

(1) 事業全体の企画・運営

- ・ 各大学のコマ数に応じた体系的なカリキュラムの構築
- ・ 各回90分の講義またはワークショップの運営
- ・ 学生の理解度に応じた対応

(2) 実施校との調整

(3) ファシリテーター及び講師の選定・派遣

- ・ 各大学1名以上のファシリテーターを派遣する。ファシリテーターは、プロジェクト全体を総括し、参加学生への指導・助言、講座やフィールドワーク等への同行等を行う。

- 各大学1名以上の講師を派遣する。講師は、ライフデザインやジェンダー平等（男女共同参画）に関する講演を行う。

(4) メンターの選定・派遣

- 各大学にメンターを派遣する。メンターは、ファシリテーターのもと、プロジェクト全体を通した参加学生の指導・助言等の伴走支援を行う。

(5) 大学における授業実施

① 実施内容

- ライフデザインやジェンダー平等に関する講演
- 課題検討、フィールドワーク、施策検討、発表準備（グループ別）
- 振り返り
 - ※ 全体の実施回数や具体的な内容は、コマ数等を考慮し、実施校と相談の上、決定する。
 - ※ 本事業で委託者が想定する内容は上記のとおりであるが、より効果的と考える内容を提供することは差し支えない。

② 実施方法

- 原則として授業時間内の中での実施とするが、フィールドワーク等については、必要に応じて、授業時間外に行うことも可とする。
- 具体的な実施方法は、実施校と調整の上、決定する。

(6) 最終発表会及び交流会の実施

- 授業のまとめとして、2大学合同の発表会を実施する。（実施時期：1月中旬頃）
- 会場は、委託者と相談して決定する（県有施設または実施大学を想定）。

(7) 参加者アンケートの実施・取りまとめ

- 今後の施策検討の参考データとするため、本事業の満足度、ライフデザインやジェンダー平等に関する意識の変化等に係る参加者アンケートを実施する。
- 回収したアンケートは集計し、委託者へ報告する。

(8) 業務実施後の報告書の作成・提出（電子データ）

(9) 事業動画の作成・県公式 YouTube 「tsulunos」 での公開

- 本事業の周知及び一般県民に向けたジェンダー平等の意識啓発に繋がる動画を作成する。
- 受託者が内容を確認した後、公開する。
- 時間数や本数については、上記の目的がより効果的に達成できるものとするが、複数回（事業実施中と最後）に分けて作成・公開することが望ましい。

(10) 参加者の成績評価（共愛学園前橋国際大学のみ）

- 評価要素について提案する。（例：レポート、出席日数、成果発表の内容等）
 - ※各評価の人数比等の評価基準については、大学の指示に従う。

5 その他

- (1) 本仕様書に示す内容について、数量等が未確定な部分や詳細内容について、契約締結後に変更する場合がある。その場合は事前に群馬県生活こども課男女共同参画室及び実施校と協議の上、内容や金額の変更等について決定する。
- (2) 本仕様書にないものは委託者、実施校及び受託者の協議により定める。
- (3) 受託者は打合せの内容を記録し、隨時委託者へ提出すること。
- (4) 受託者は、業務の進捗状況に関して、隨時委託者に報告するとともに、定期的に開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。
- (5) 製作物の著作権は委託者に帰属する。また、受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (6) 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティポリシー及び情報管理体制を講じること。
- (7) 本業務の公共性に鑑み、受託者は特定の企業への利益や便宜の供与を厳に慎み、透明性、公平性を確保して業務に当たること。
- (8) 本業務は、国の「地域少子化対策重点推進交付金」を利用するものである。受託者は、業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、県あるいは会計検査の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (9) 本業務の経理を明確にするため受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (10) 本業務に係る費用については、県職員の出張等に要する費用を除いて受託者の負担とする。
- (11) 講師の移動や事業の対面開催が困難となる等の事情が生じた場合、オンライン開催等、委託者と実施方法について協議することとする。この場合において、不要となった講師等の旅費については、業務の企画提案にあたって、受託者が提出した経費内訳に基づいて減額契約を行う。また、仕様書記載の業務の一部が実施できなくなった場合は、委託者と受託者の協議の上、契約金額を含めて、契約変更をする。

以上